

02 再生骨材の品質確保について

1 再生クラッシャーランの目視確認

- (1) 請負者は、再生クラッシャーラン（以下、RC材という）の使用にあたっては、現場搬入開始時に目視による品質確認を写真に記録するとともに、別紙「再生クラッシャーラン（RC材）品質確認状況報告書」を作成のうえ、速やかに監督員に提出するものとする。
- (2) 報告書の作成は、当該工事におけるRC材の搬入開始時に作成し、その他供給元が変更する毎に作成する。
- (3) 工事箇所において、複数の規格のRC材を使用する場合は、その規格毎に報告書を作成する。